

## 豊四季町会申し合わせ事項

### 1. 町会費集金について

町会費は班長が5月末までに集金の上、集計表を併せて組長へ届けて下さい。会員宛て領収書、班長宛て領収書の確認、企業宛て領収書希望者は別途準備があります。

1組・2組の組長は、榎本清一（7143-5185）行政担当委員へ  
3組・4組・5組の組長は、佐藤雄二（7144-8252）行政担当委員へ届けて下さい。途中入退会者の会員は月割で処理します。

### 2. 募金について。

日本赤十字社の赤い羽根及び歳末助け合い共同募金等は、徴収した町会費から充当しますので改めて集金は致しません。

### 3. 行政資料配布と町会お知らせ資料の回覧

原則月一回、月初めに配布されます。（1月は、15日）

### 4. 街灯（防犯灯）の不具合について

不具合を見た時は、班長から直接山本電機（7143-0030）に申し込みます。組・班名と電柱番号を調べ連絡して下さい。

### 5. 町会からの香典について

会員ご不幸の時は、御香典(¥5000)をお届けしますので、班長から行政担当委員に連絡して下さい。行政担当委員が班長にお届け致します。

### 6. カラスよけネット、

必要な時は行政担当委員に連絡して下さい。

### 7. 震災等、緊急災害発生時の役員の責務

班長は速やかに各自の班員の安否及び被害状況を確認の上組長に連絡し、1時間以内に本部（公民館）に報告して下さい。救助・避難・誘導等の災害時の対応は、本部・役員・ボランティア等の指示に従って下さい。

### 8. 資源品について

資源品は指定日に出して下さい。町会の貴重な財源です。